

介護職員処遇改善支援補助金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尾花沢市社会福祉協議会（以下本会という）が、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善支援補助金制度に基づき、職種手当として支給する介護職員処遇改善支援補助金による手当について必要な事項を定めるものとする。

(介護職員処遇改善支援補助金の手当の支給)

第2条 介護職員処遇改善支援補助金による手当の支給は、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の支給に関する規程により、処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援手当と合わせて支給する。

2 介護職員処遇改善支援補助金による手当は、介護職員処遇改善支援補助金を原資として支給する。また支給額については、賃金改善の見込み額の範囲において定めるものとする

4 介護職員処遇改善支援補助金の制度は、令和6年2月から5月分の賃金改善補助として交付されることから、令和6年2月から5月分を支給する。

(在籍の限定)

第3条 第2条については、支給日現在に在籍していない者には支給しない。

(その他)

第4条 この規程は、介護職員処遇改善支援補助金の制度が終了する、令和6年5月31日に廃止するものとする。

付 則

この規定は、令和 6年 3月 14日から施行する。